

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成十三年七月二十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社対鶴ビル

住所 津山市大手町五番地の一〇

代表取締役 福田 雅文

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 対鶴ビル

所在地 津山市大手町五番地の一〇ほか

三 廃止年月日

平成十三年六月十八日